

広島県告示第九百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年九月十四日

広島県知事 横 田 美 香

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
下市五千四百三十三地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

群市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
神石郡	神石高原町	高光		五九九二番七 地先河川敷	標柱一号
				五九九二番七	標柱二号及び三号
				五九九二番一	標柱四号
				五九九五番四	標柱五号
				五九九三番八	標柱六号及び七号
				二五五六番一	標柱八号
				二五五三番一	標柱九号

次に掲げる土地に存する標柱十号から十四号までを順次結んだ線及び標柱十号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

群市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
神石郡	神石高原町	高光		二五四二番一	標柱一〇号及び一四号
				二五四五番一	標柱一一号及び一二号
				二五四九番一	標柱一三号